特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人 〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称) ※必要的記載事項(法11①二)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 〇〇〇〇という。

(事務所) ※必要的記載事項(法11①四)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。
- 2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

注1:「主たる事務所」と「その他の事務所 (=従たる事務所)」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載します。

注2:住所の記載は、最小行政区画(市町村)まで記載し、それ以降の地番を記載しないこともできます。ただし、その場合でも設立認証申請書には地番まで記載する必要があります。

第2章 目的及び事業

(目的) **※**必要的記載事項(法 11①一)

第3条 この法人は、[①]に対して、[②]に関する事業を行い、[③]に寄与することを 目的とする。

注:特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があります。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果(どのような意味で社会の利益につながるのか)や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載します。

(特定非営利活動の種類) ※必要的記載事項(法11①三)

- 第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1)
 - (2)
 - $(3) \cdot \cdot \cdot$

注: 法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載します(複数の種類の選択も可能)。

(事業) ※必要的記載事項(法 11①三及び十一)

- 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 00000事業
 - ② 00000事業
 - (2) その他の事業

- ① △△△△△事業
- ② △△△△△事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益 を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

注1:第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければなりません。

注2:「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載します。この場合、第1項第2号及び第2項は必要ありません。

注3:「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この 法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載します。ただし、「その他の事業」で はこの旨の記載はできません。

参考: 法5①

第3章 会員

(種別) ※必要的記載事項(法11①五)

- 第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下 「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

注1:ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当します。

注2: 賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載します。ただし、正会員(社員)以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項です。

(入会) ※必要的記載事項(法11①五)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し 込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人 にその旨を通知しなければならない。

注1:第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員 を区別して記載することもできます(以下、第11条まで同じ。)。正会員以外については 任意的記載事項です。

注2:社員(正会員)以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができます。 なお、社員(正会員)の資格取得については、不当な条件を付してはならないこととなっています(法2②一イ)。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

注:入会金又は会費の設定がない場合は、記載の必要はありません。

(会員の資格の喪失) ※必要的記載事項(法11①五)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

注:第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く必要があります (第11条参照)。

参考:法2②一イ

(退会) ※必要的記載事項(法11①五)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。 注:退会が任意であることを明確にするために規定するものです。任意に退会できない場合 などは法に抵触します。

(除名) ※必要的記載事項(法11①五)

- 第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

注:総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決とすることもできます。

(拠出金品の不返環)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員 ※必要的記載事項(法11①六)

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 〇〇人
 - (2) 監事 〇〇人
- 2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

注1:第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければなりません(法 15)。

注2:「理事」及び「監事」を明確に区分します。なお、役員の定数は「○○人以上○○人 以下」というように上限と下限を設けることもできます。

注3:第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできます。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を 超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

注1:第1項…「理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する」とすることも考えられます。ただし、NPO法人の運営・管理において理事が担う業務の重要性や社員に対する責任の重さを踏まえると、役員の選任・解任は、社員総会の場で、社員の総意によって行われる方が望ましいと言えます。

注2:第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができます(法21)。

参考:第4項…法19

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執 行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは 理事会の招集を請求すること。
 - 注1:第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載します。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」、「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をします(法16)。
 - 注2:第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明 記することが望ましい。
 - 注3:第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載の必要はありません。

注4:監事は代表権を有しません。

参考: 第5項…法18

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期 の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

注1:第1項…役員任期は2年以内において定款で定める期間とします(法24①)。

注2:第2項…法人運営の円滑化を図るため、第14条において<u>役員を総会で選任する旨を</u> <u>明記している場合に限り</u>、法24②の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができます。 注3:第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることか ら、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされています。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要があります。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできません。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを 補充しなければならない。

参考:法22

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

注:役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決とすることもできます。

ただし、NPO法人の運営・管理において理事が担う業務の重要性や社員に対する責任の重さを踏まえると、役員の選任・解任は、社員総会の場で、社員の総意によって行われる方が望ましいと考えられます。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

注:第3項…総会以外に理事会等の機関の議決とすることもできます。 参考:第1項…法2②一口

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会 ※必要的記載事項(法11①七)

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

参考:法14の2及び法14の3

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

注1: 法定の総会議決事項((1)定款変更、(2)解散、(3)合併)については、理事会等に委任できません(法25①、法31①、法34①)。

注2:定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項(法14の5)。

注3:(4)事業計画及び活動予算並びにその変更、(5)事業報告及び活動決算の承認、(6)役員の選任又は解任、職務及び報酬、(10)その他運営に関する重要事項は、社員がNPO法人の業務に関して直接、参画できる機会である社員総会の議決事項とすることが望ましいと考えられます。

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度 【 】回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

注1:第1項…少なくとも年1回通常総会を開催する必要があります(法14の2)。

注2:第2項第2号…社員総数の5分の1以上を必要としますが、定款をもってこれを増減することは可能です(法 14 の 3②)。

参考:第2項第1号…法14の3①

(招集)

- 第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方 法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

注1:第3項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の5日前までに行われなければなりません(法14の4)。

注2:第3項…電磁的方法を加えない場合には、「又は電磁的方法」という表現を削除します。また、招集通知の方法を電磁的方法のみと規定することは不適当です。

※「電磁的記録」及び「電磁的方法」とは

電磁的記録とは、「CD-R」や「フロッピーディスク」などの磁気媒体に記録したものをいいます(法施行規則第2条)。

「電磁的方法」とは、いわゆる「電子メール本体」、「電子メールに添付した添付ファイル」により提出する方法及び「CD-R」などの磁気媒体に記録したもので提出する方法をいいます。これらの方法により表決権を行使した場合、受け取る側が内容を紙媒体で打ち出すことが可能なものでなければなりません(法施行規則第1条)。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

注:定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上です (法25②)。

(議決)

- 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可 否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

注:第3項…電磁的記録を加えない場合には、「又は電磁的記録」という表現を削除します。 また、意思表示の方法を電磁的記録のみと規定することは不適当です。

注:あらかじめ通知しない議決事項についても、定款に規定することにより議決することができます。次は、その場合の書き方の一例です。「ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の〇分の〇以上(過半数以上)の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。」

参考: 第1項…法14の6

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について 書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任すること ができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

注:第2項…電磁的方法を加えない場合には、「若しくは電磁的方法」という表現を削除します。また、表決の方法を電磁的方法のみと規定することは不適当です。

参考:第1項及び第2項…法14の7、第4項…法14の8

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は 記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を 作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

注1:第1項第2号…電磁的方法を加えない場合には、「若しくは電磁的方法による」という表現を削除します。また、表決の方法を電磁的方法のみと規定することは不適当です。 注2:第3項…電磁的記録を加えない場合には、「又は電磁的記録」という表現を削除します。また、意思表示の方法を電磁的記録のみと規定することは不適当です。

第6章 理事会 ※必要的記載事項(法11①七)

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

注:総会の権能と整合性をとる必要があります(第23条参照)。

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって 招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【 】 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的 方法をもって、少なくとも会日の【 】日前までに通知しなければならない。

注:第3項…電磁的方法を加えない場合には、「又は電磁的方法」という表現を削除します。 また、招集の方法を電磁的方法のみと規定することは不適当です。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と する。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

注:あらかじめ通知しない議決事項についても、定款に規定することにより議決することができます。次は、その場合の書き方の一例です。「ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の〇分の〇以上(過半数以上)の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。」

参考:第2項…法17

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について 書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

注:第2項…電磁的方法を加えない場合には、「又は電磁的方法」という表現を削除します。 また、表決の方法を電磁的方法のみと規定することは不適当です。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は 記名、押印しなければならない。

注:第1項第2号…電磁的方法を加えない場合には、「又は電磁的方法」という表現を削除 します。また、表決の方法を電磁的方法のみと規定することは不適当です。

第7章 資産及び会計 ※必要的記載事項(法 11①八)

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の 事業に関する資産の2種とする。

注:特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、次のように記載してください。 「この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。」 なお、特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、本条を記載しないことも選択できます。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

注:総会の議決以外に、理事会等の機関の議決とすることもできます。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

注:「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいいます。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の 事業に関する会計の2種とする。

注:特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、次のように記載してください。 「この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。」 なお、特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、本条を記載しないことも選択できます。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

注:平成15年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されており(法27一)。現行法上、 予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等 で予算管理を行う場合は、記載を要しません。第45、46、47、50条も同じ。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、 理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができ る。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又 は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、 毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければ ならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日 に終わる。

(臨機の措置)

- 第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。
- 第8章 定款の変更、解散及び合併 ※必要的記載事項(法11①十二、十三)

(定款の変更)

- 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】 以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
 - (10) 定款の変更に関する事項

注1:定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、 その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となります。

注2:法25③に規定する以外の事項は、事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)(第2条参照)、役員の定数に関する事項(第13条参照)、資産に関する事項(第7章参照)、会計に関する事項(第7章参照)、事業年度(第49条参照)、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項(第8章参照)、公告の方法(第9章参照)をいいます。参考:法25

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- $(7) \cdot \cdot \cdot$
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以 上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 注: 第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾 が必要となります(法31の2)。

参考:第1項…法31①、第1号…法31①一、第2号…法31①三、第3号…法31①四、第4号…法31①五、第5号…法31①六、第6号…法31①七、

第7号以下…法31①二(定款で定めた解散事由の発生)、第3項…法31②

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【〇〇〇】に譲渡するものとする。

注1:【〇〇〇】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国 又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護 法人から選定されなければなりません(法11③)。

注2:帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなります(法32②③)。

参考:法113、法32

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

注:定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要です(法第34条)。

第9章 公告の方法

(公告の方法) ※必要的記載事項(法11①十四)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

注1:公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項 について広く一般の人に知らせることです。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞や インターネットホームページを選択して記載することが考えられます。

注2: 官報以外の公告方法を選択した場合であっても、以下の①及び②の公告については、 選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要があります。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法31の10④)

②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告(法31の12④)

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

注: 附則は、法人として成立する時点(設立当初)で決まっていなければならない事項を定めたものです。従って、設立当初の規定は、削除又は変更する必要はありません。

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。 ※必要的記載事項(法 11②)

| 理事長 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|------|---|---|---|---|
| 副理事長 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 理事 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 同 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | |
| 監事 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 同 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| • | | | | |

注:役員名簿の記載内容と一致させる必要があります。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 【 】年【 】月【 】日までとする。

注:至年月日は、成立の日から2年を超えてはなりません。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2~3ヶ月後にずらしておくと、法人運営に支障をきたすことを防ぐことができます(第16条注2参照)。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年 【 】月【 】日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 〇〇〇円

会 費 □□□円(1年間分)

(2) 賛助会員 入会金 △△△円

会 費 ▽▽▽円(1年間分)

注:正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載します。